

## 1. 全体の概要

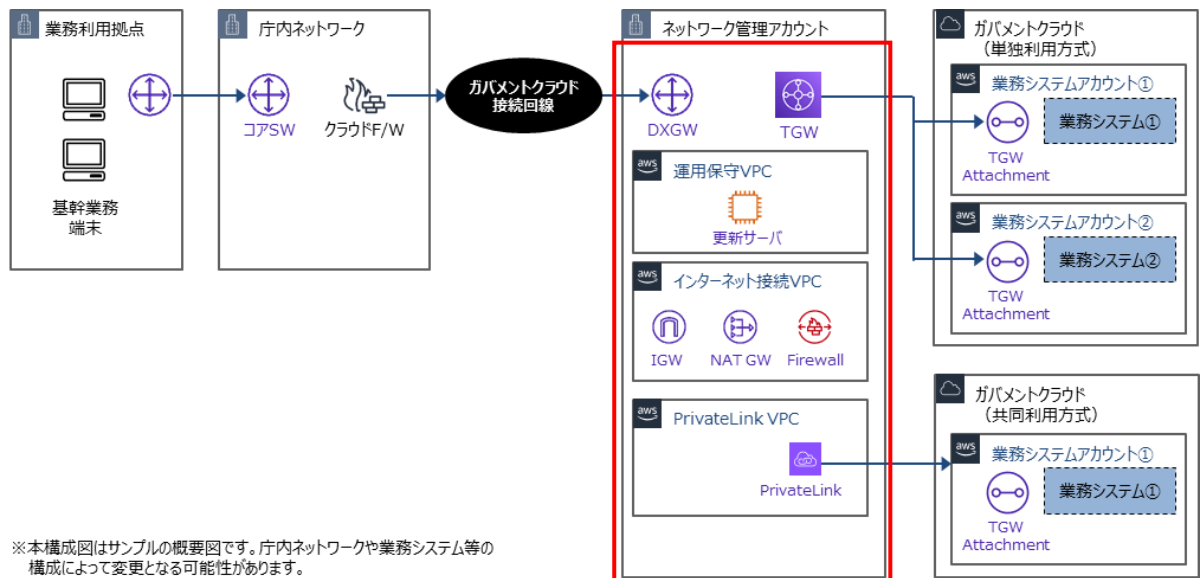
標準準拠システムについてデジタル庁が整備するガバメントクラウドを利用することを努力義務とする「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」が定められ、令和3年5月に成立した。

また、令和6年7月に公開された「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」において、地方公共団体は事業者（ガバメントクラウド運用管理補助者）と委託契約を締結し、ガバメントクラウド個別領域権限の一部又は全部を付与し、当該ガバメントクラウド個別領域のクラウドサービス等の運用管理の補助業務を当該事業者が付与し、ガバメントクラウド個別領域のクラウドサービス等の運用管理を委託することができる旨が示された。

これらの国の動向を踏まえ、ガバメントクラウドの利用に必要なとなるネットワーク管理アカウントの構築を実施するため、本業務を委託する。

## 2. 業務内容

(1) 以下の図において赤枠線内に示す「ネットワーク管理アカウント」の構築業務を行う。



- (2) ネットワーク管理アカウントのクラウドサービスプロバイダは「AWS」とする。
- (3) ネットワーク管理アカウントは「共同利用方式」とし、既に共同利用アカウントを取得していること。
- (4) 構築対象のAWSサービスは以下とする。 ※詳細は協議の上決定する。

- ①ネットワーク (Direct Connect/Direct Connect Gateway/Transit Gateway/VPC/PrivateLink)
  - ②ユーザ管理・権限管理 (IAM)
  - ③監視・通知 (CloudWatch/SNS (EventBridge 含む) )
  - ④インベントリと変更の追跡 (Config)
  - ⑤リスクの監査、ガバナンス、コンプライアンス支援 (CloudTrail)
  - ⑥マネージド型脅威検出 (GuardDuty)
  - ⑦統合セキュリティ (Security Hub)
  - ⑧ベストプラクティス (コスト、耐障害性等の管理) 準拠 (Trusted Advisor)
  - ⑨コスト管理 (Budgets)
  - ⑩IaC 適用 (Service Catalog)
  - ⑪DNS 管理 (Route53)
- (5) 運用時の設定変更の容易性、障害時の迅速な復旧を実現するため、IaC による環境構築をおこなうこと。
  - (6) カスタムテンプレートの設定は行わないものとする。
  - (7) ネットワーク管理アカウント内ではセキュリティグループおよびネットワーク ACL による通信制御は実施しないものとする。(業務システムアカウント側で実装される想定)
  - (8) 今後のガバメントクラウドに関する情報によっては、ネットワーク管理アカウントの内容が変更となる場合がある。
  - (9) 業務システムアカウントに対する VPC 作成、Attachment の作成等は ASP 事業者の範囲とする。
  - (10) 業務システムアカウント内に関わる作業は含まれてない。しかし、ネットワーク設計は受注者で実施し、CIDR 設計を実施した上で、ASP 事業者へ作業依頼を行うものとする。
  - (11) ネットワーク管理アカウントの払い出し申請は、発注者からデジタル庁に申請するものとする。
  - (12) GCAS 経由でネットワーク管理アカウントに接続することとする。  
GCAS 経由で接続を実施するための、MFA デバイス、CEP ライセンス (SSO) については、発注者から受注者に必要数分を提供する前提とする。
  - (13) 業務システムに関わる作業、動作確認は含まないものとする。
  - (14) 詳細な作業分担については、発注者、受注者、ASP 事業者にて協議を行うものとする。
  - (15) 共通機能 (パッチ適用、インターネット接続、データ連携、帳票機能、認証等) については含まないものとする。
  - (16) ネットワーク管理アカウント内への ASP 事業者の IAM ユーザ作成は実施しないも

のとする。

- (17) CloudWatch による監視はネットワーク管理アカウント内の以下サービスを対象に実施する。

Direct Connect、Direct Connect Gateway、Transit Gateway、PrivateLink、VPC  
※詳細は協議の上決定する。

- (18) 発注者内に設置しているルータ、ファイアウォール等の作業は受注者の対象外とするが、AWS 接続に必要な調整は受注者で実施するものとする。  
(19) デジタル庁の方針変更等で作業内容に変更が生じる場合は、別途協議を行う。  
(20) AWS 以外のクラウドサービスプロバイダに関しては、構築業務の対象外とする。

### 3. その他前提条件

- (1) 「ガバメントクラウド接続回線」は、地方公共団体システム機構（J-LIS）が提供する第五次 LGWAN 回線を利用することを予定している。回線の調達は発注者にて行い、回線の調達及び回線開通に必要な作業は本業務には含まない。  
(2) 第五次 LGWAN 回線を利用したガバメントクラウドへの接続開始は、令和 7 年 4 月 22 日を予定している。  
(3) ハードウェア、ソフトウェアは含まれず、役務提供のみとする。  
(4) 以下の作業は対象外とする。  
① 「2. 業務内容」に記載した以外の構築作業全般  
② 「2. 業務内容」に記載した以外の他システムとの連携及び動作検証  
③ 製品のカスタマイズ等開発業務全般  
(5) 履行場所については以下のとおりとする。  
① 管理、準備作業：受注者の事務所とする。  
② 構築作業：受注者の事務所または、状況に応じて発注者の拠点とする。  
(6) 作業時間は平日 9:00～17:30 の時間にて実施することを前提とする。但し、発注者の環境に影響する設定変更、切替作業については、時間外に行うものとする。休日、深夜に作業が必要な場合は、発注者と別途協議することとする。  
(7) 詳細な作業スケジュール、作業分担は発注者、受注者の打合せを経て決定することとする。  
(8) LAN、電源工事や既存機器の撤去は含まないものとする。  
(9) 運用保守は別途契約締結するものとし、本業務には含まないものとする。

### 4. 成果物

- (1) 本業務の成果物は、以下のとおりとする。  
① 全体構成図

- ②詳細設計書
- ③パラメータシート（IaC コーディング内容の提供）
- ④テスト計画書兼結果報告書

以 上